

避難指示区域の概念図

令和4年8月30日時点 双葉町特定復興再生拠点区域の避難指示解除後

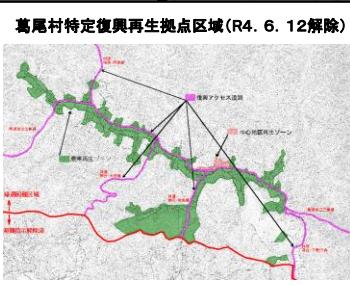
凡例

- 帰還困難区域
- 特定復興再生拠点区域
(富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・飯館村・葛尾村)
- 避難指示解除区域
- 旧緊急時避難準備区域
(2011年9月30日解除)

伊達市

川俣町

H29. 3. 31
避難指示解除準備区域
及び居住制限区域を解除



飯館村

H29. 3. 31
避難指示解除準備区域及び
居住制限区域を解除

南相馬市

H28. 7. 12
避難指示解除準備区域及び
居住制限区域を解除

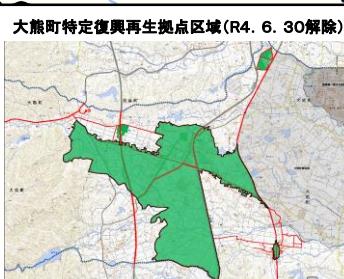


葛尾村

H28. 6. 12
避難指示解除準備区域及び居住制限区域
を解除
R4. 6. 12
特定復興再生拠点区域(帰還困難区域
の一部)を解除

田村市

H26. 4. 1
避難指示解除準備区域を解除



浪江町

H29. 3. 31
避難指示解除準備区域及び
居住制限区域を解除

双葉町

R2. 3. 4
避難指示解除準備区域
及び特定復興再生拠点
区域の一部を解除

H31. 4. 10
避難指示解除準備区域及び居住制限
区域を解除

R2. 3. 5
特定復興再生拠点区域の一部を解除

R4. 6. 30
特定復興再生拠点区域(帰還困難区域
の一部)を解除

川内村

H26. 10. 1
避難指示解除準備区域を解除
居住制限区域を避難指示解除
準備区域に再編
→H28. 6. 14
避難指示解除準備区域を解除

富岡町

H29. 4. 1
避難指示解除準備区域
及び居住制限区域を解除

R2. 3. 10
特定復興再生拠点区域
の一部を解除

楓葉町

20km

いわき市

広野町

相馬市